

水洗便所等改造資金・補助金制度

皆さんが、すみやかに水洗便所へ改造していただけるよう、本市では水洗便所等改造資金補助金制度がございます。

下水道等へ接続をお考えの方で、次に当てはまる方は、ぜひご利用下さい。

◆ 交付対象者

公共下水道処理区域内、農業集落排水事業区域内及び浄化槽（個人設置で公共下水道認可区域外）においてくみ取り便所を水洗化する世帯や排水設備の設置又は改造をしようとする次の世帯。

- ・生活保護世帯.....生活扶助を受けている世帯
- ・高齢者世帯.....世帯の構成者が満65歳以上の方だけの世帯
- ・一人親世帯.....子どもが18歳未満の母子、父子世帯
- ・障害者世帯.....身体障害者手帳の保持者が属する世帯

名張市水道キャラクター
じゃぐおくん



◆ 補助金を受けることができる方(次のすべてがあてはまる方)

1. 処理区域内で所有している一般住宅で、対象世帯のみが住んでいる家の水洗化等の工事をされる世帯。
2. 市税、国民健康保険税、水道料金、農業集落排水処理施設使用料、下水道事業受益者負担金を滞納していない方。
3. 供用開始の告示から、くみ取り便所の水洗化は3年以内に、排水設備の設置または改造は1年以内に工事を行う世帯。（ただし当分の間は、下水道等接続推進のための経過措置として、この期間を経過していても交付の対象とします。）
4. 下記の対象世帯の条件を満たす世帯。

対 象 世 帯		条 件	補助金額
生活保護世帯		生活扶助を受けていること。	最高60万円
高齢者世帯	満65歳以上	世帯全員の市民税が非課税であること。	最高30万円
一人親世帯	子どもが18歳未満		
障害者世帯	障害者手帳あり		

※（ただし浄化槽（個人設置）は3.を除く）

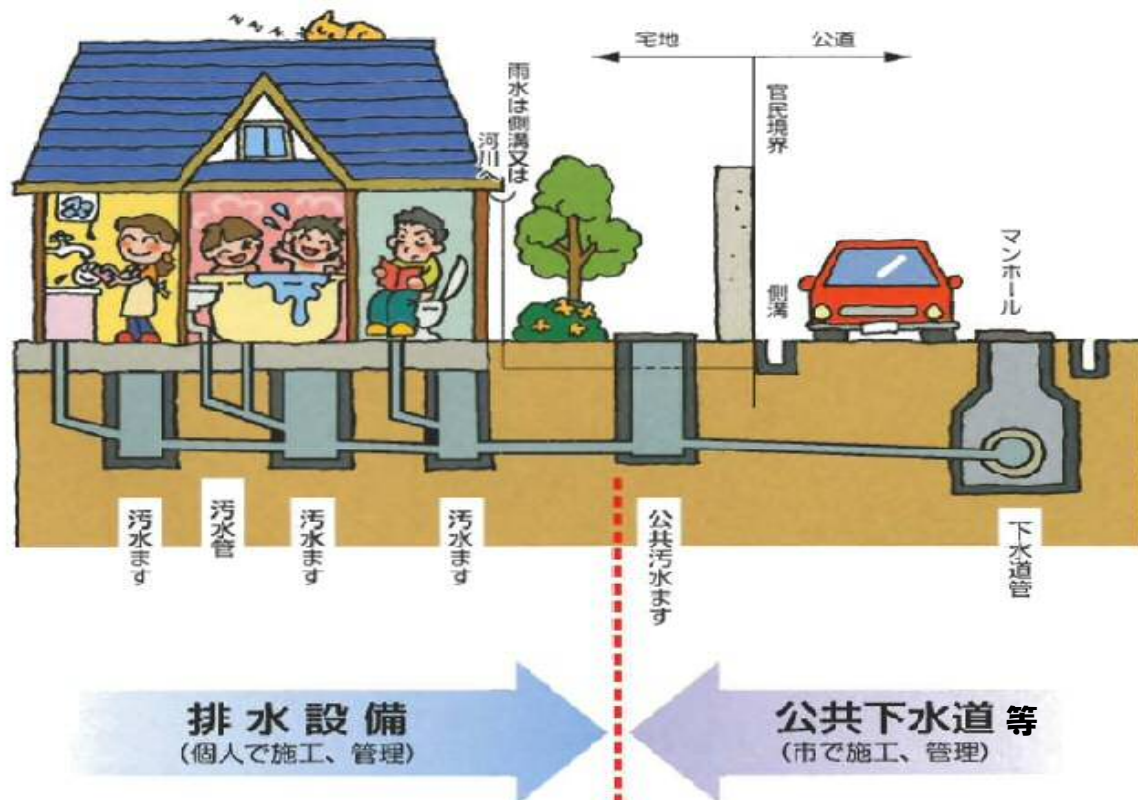
◆ 申請受付

補助金は、工事の申請に合わせて随時受け付けます。

補助金決定後に、下水道等の接続工事を「排水設備指定工事店」にお申込下さい。指定工事店では排水設備工事と工事に必要な書類の手続きをしています。

◆ 排水設備とは

排水設備とは、ご家庭の台所、洗濯、風呂、便所（水洗）等から出る汚水を公共下水道等に流すために設ける排水管や汚水ますなどの施設をいい、各個人が設置し管理していただくものです。



お問合せ先

〒518-0413 名張市下比奈知2820番地

名張市上下水道部

補助金担当 経営総務室 TEL0595-63-4114

排水設備担当 下水道維持室 TEL0595-63-7102